

東大阪市告示第122号

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国帰国者支援法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次の医療機関の指定を行ったので、法第55条の3第1号（中国帰国者支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年8月21日

東大阪市長 野田 義和

指定した医療機関

別紙のとおり

医療機関コード	名称	住所	診療科目	指定日	電話番号
276-5092339	訪問看護ステーション フェリシア	大阪府東大阪市長堂3丁目 20番10号	訪問看護	令和8年7月1日	06-4308-5193